最終陳述

令和２年刑（わ）第[redacted]号　偽計業務妨害被告事件
令和3年2月15日 [redacted]

今回、結果としてお店にご迷惑をおかけしてしまったことについては、私の不注意かつ軽率な行動ゆえであったと、深く反省しています。しかし、私は誰かをだましたり、業務を妨害するつもりでツイートを投稿したのではありません。私は当時、一風変わったニュース記事への反応や、飲み会への参加を冗談めかして表現する以上のことは考えておらず、二つの投稿が連続していたことにも気づいていませんでした。そのため、これらの投稿が誰かの迷惑を引き起こす可能性を、想像できませんでした。

今考えれば、社会人として不適切だったかもしれません。しかし、それが犯罪であるというのは、今でも納得がいきません。

この事件で私は逮捕され、留置場で三日間を過ごすことになりました。とても恐ろしく、不安な思いをしました。

あとで法律を読んでみたら、逮捕とは犯罪者を罰するためのものではなく、証拠隠滅や逃亡を防ぐためのものだとありました。私は初回の取調べから一ヶ月半、仕事の傍ら出頭にも応じていましたし、証拠品として押収されたスマートフォンも、データをコピーした上、すでに返却されていました。

あの逮捕が本当に必要なものだったのか、今でもやはり納得がいきません。

私が留置場にいる間に、事件が実名報道されたことで、私の平穏な社会生活は奪われてしまいました。

釈放後の取調べで、検察官は、私の供述とは無関係の供述調書を作成しました。私が故意があったのですと自白する内容で、受け入れ難いものでした。

しかし、突然の逮捕と実名報道で混乱し、追い詰められていた私は、否認を貫く勇気を持てず、この調書に同意をしてしまいました。これが故意の証拠となり、私は略式起訴されました。

その時はもう仕方がないと思いました。しかし、検察官が考えた供述調書で私が犯罪者にされてしまうのは、やはり、納得してはいけないと思い直しました。

「あなたは頭が良いのだから、常識的に考えて、業務妨害の結果を予見できなかったはずがない」取調べで、私は何度もこう問い質されました。もっともだと思います。しかし、私は当時のことをどんなに思い返しても、結果を予見した上でやっていたとは、どうしても思えません。

自分でも困惑した私は、医療機関で検査を受け、注意欠陥多動性障害、いわゆるADHDだと診断されました。

ADHDは、知能に問題がないのに、年齢なりの注意力がなかったり、思ったことを衝動的に口にしたりして、社会適応に問題を抱える障害です。確かに私はずっと、そういった問題に起因する、社会との噛み合わなさのようなものを抱えて生きてきたように思います。

私はあの日、結果を予見できずにツイートを投稿してしまったのは、少なからず私のこのADHD特性と、睡眠障害に起因する、当日の極端な注意力の低下が背景にあったのだと考えています。

ADHDは治癒するものではありません。しかし、私は今回刑事裁判と並行してカウンセリングを受けるなかで、自分の特性と向き合う時間を与えられました。今後は、この特性をより理解し、対処を身につけ、自分の能力をより社会のために役立てていきたいと考えています。